

「KOB E海外B i zアシスタンス」パートナー企業  
2026 年度追加公募（戦略策定支援/海外ビジネス実装支援）募集要領

1 案件名称

「KOB E海外B i zアシスタンス」パートナー企業 2026 年度追加公募

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的・概要

① 事業目的

神戸市（以下「本市」という。）と海外現地にネットワークを持つパートナー企業が連携を図り、海外企業とのビジネスマッチングなど市内企業の海外販路開拓等を支援することにより、市内企業の海外ビジネス展開を促進する。

② 概要

パートナー企業と本市が協定を締結し、市内企業からの相談に基づき、海外ビジネスに関する戦略策定支援及び海外ビジネス実装支援（海外市場調査・現地取引先候補企業のリストアップ・商談支援）を行うことにより、市内企業の海外ビジネス展開を支援する。

(2) 業務内容（詳細は本公募補足資料及び「KOB E海外B i zアシスタンス制度要綱（案）」（以下、「要綱」という。）を参照のこと。）

【戦略策定支援】

新たな海外ビジネスへの展開や商品・サービスの高付加価値化につながるブランディング等に対する戦略策定支援（5回程度の面談及びサマリーレポート（A4 10枚程度））

【海外ビジネス実装支援】

① 海外市場調査

市内企業が海外展開を検討する商材について、現地の市場動向や競合他社の展開状況、市場ニーズ等の調査レポート（A4 5枚程度）

② 企業リストアップ

販路開拓・資材調達・生産委託先等、現地取引先候補企業のリストアップ（原則5 - 10社程度のショートリスト）

③ 商談支援

前号によりリストアップした企業等に対するアポイントメント取得等の商談支援

(3) 費用負担

【戦略策定支援】

案件1件につき、原則として20万円（税別）を上限として本市が負担。

【海外ビジネス実装支援】（「(2) 業務内容」①海外市場調査～③商談支援）

案件1件につき、原則として10万円（税別）を上限として本市が負担。

なお、複数の業務を実施する場合は、それぞれ1件と数える。

(4) 募集対象・社数

【戦略策定支援】

海外ビジネスに関する知見を有し、対象となる国・地域を限定せずに「(2) 業務内容【戦略策定支援】」の業務内容を効果的に提供できる企業・団体等 数社程度（予定）

【海外ビジネス実装支援】

海外ビジネスに関する知見に加え、対象国・地域<sup>\*</sup>に拠点を有するなど、「(2) 業務内容【海外ビジネス実装支援】」の業務内容を効果的に提供できる企業・団体等 数社程度（予定）

<sup>\*</sup> 本公募では、原則として東南アジア・北米・欧州を海外ビジネス実装支援の対象国・地域から除きます。

### 3 連携協定に関する事項

#### (1) 協定の締結方法

要綱の規定に基づき、本市とパートナー企業の間で「K O B E 海外 B i z アシスタンス制度に関する協定」（以下、「連携協定」という。）を締結する。連携協定の内容は本市と協議のうえ、支援内容及び企画提案書に基づき決定する。

なお、連携協定締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、協定締結をしないことがある。

#### (2) 費用の支払い

要綱第 6 条に規定する実施完了報告書及び第 7 条に規定する被支援企業からの利用報告書の提出後、本市の検査を経て、パートナー企業の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 協定書案

別紙「K O B E 海外 B i z アシスタンス制度に関する協定」参照

#### (4) 協定期間

協定締結の日から当該年度末日まで（予定）

#### (5) その他

連携協定締結後、要綱第 10 条各号に定める事由が生じた場合及び当該協定の締結期間中にパートナー企業が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、連携協定を終了又は解除する。

### 4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 本事業を運営・管理できる能力を有しており、海外ビジネス実装支援に関しては支援対象国をカバーする海外拠点を有する等、本事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。また、そのために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- (4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から受託候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

### 5 スケジュール

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 公募開始・公募補足資料の配布    | 2026 年 3 月 31 日（火）     |
| (2) 応募登録兼資格審査申請書の提出期限 | 2026 年 4 月 13 日（月）     |
| (3) 質問受付期限            | 2026 年 4 月 13 日（月）     |
| (4) 質問に対する回答          | 2026 年 4 月 17 日（金）（予定） |
| (5) 企画提案書の提出期限        | 2026 年 4 月 24 日（金）     |
| (6) 選定結果通知            | 2026 年 5 月中旬（予定）       |
| (7) 契約締結・事業開始         | 2026 年 6 月 1 日（月）（予定）  |
| (8) 事業完了              | 2027 年 3 月 31 日（水）     |

### 6 応募手続き等に関する事項

#### (1) 公募補足資料の配布

応募を検討される事業者は、公募補足資料の送付を、本書末尾「8（2）提出先、問い合わせ先」までお申込みください。その際、メールのタイトルは「パートナー企業公募補足資料の送付について」とし、本文に下記の事項を記載してください。

- ① 法人名称、部署、担当者名
- ② 電話番号
- ③ メールアドレス（データ送付先）

※ 本公募への応募に際しては、必ず公募補足資料の内容を理解の上、お申し込みください。

※ 公募補足資料は、本事業への提案を検討する事業者へのみ送付させていただきます。

## （2）応募登録

受付期間 2026年4月13日（月） 日本時間17時00分まで  
提出書類 応募登録兼資格審査申請書（様式1）（添付書類は含まない）  
提出部数 1部  
提出方法 本書末尾「8（2）提出先、問い合わせ先」まで、電子メールにより提出。受信の確認を担当部署宛、電話により行うこと。

## （3）質問の受付

受付期間 2026年4月13日（月） 日本時間17時00分まで  
提出方法 別紙「質問書」に記載し、本書末尾「8（2）提出先、問い合わせ先」まで、電子メールにより提出  
回答 参加者全者に対して、2026年4月17日（金）を目途に電子メールにより回答

## （4）企画提案書・応募資格確認書類の提出

企画提案書（指定様式及び任意様式）を作成し、応募資格確認書類と併せて提出すること。

- ・ 企画提案書（指定様式）  
指定のExcel様式に、必要事項を記入し、提出すること。  
※「提案様式（支援内容）」シートの「支援内容」の項に記載している各支援内容のうち、実施可能なものについて、対応可否（○・×選択）・対応可能件数・その他（特記事項）を記載すること。【海外ビジネス実装支援】への提案に際しては、国・地域を選択の上、記載すること。
- ・ 企画提案書（任意様式）  
提案内容の詳細及び提案書（指定様式）に記載の支援内容以外の提案については、提案書（任意様式）に記載の上、提出すること。  
※様式は任意とするが、A4版で10ページ以内（表紙・目次・添付資料を含む。）とする。  
※提案書（任意様式）には表紙を付け、各ページの下部にページ番号を付すこと。  
※正本には事業者（会社）名を記載し、副本には事業者（会社）名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。
- ・ 応募資格確認書類  
以下に掲げる書類を提出すること。なお、日本国内に登記が無い事業者については、法人として登録されている国において発行される以下に類する書類を提出することとし、書類には翻訳を添付すること。
  - ① 法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行された正本）
  - ② 事業経歴書及び業績報告書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載）※任意様式
  - ③ 誓約書（様式2）
  - ④ 委任状（代表者以外の名義で応募する場合のみ）

### 【提出部数・方法】

提出部数 企画提案書の正本・副本 各1部  
応募資格確認書類 各1部  
提出方法 本書末尾「8（2）提出先、問い合わせ先」まで、電子メールによりデータを提出し、受信の確認を担当部署宛、電話により行うこと。

## 7 選定に関する事項

### (1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 支援内容（戦略策定支援/海外市場調査・企業リストアップ・商談支援）

イ 業務遂行にあたっての実施体制

ウ 類似業務実績

### (2) 選定方法

- ・ 本業務の事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書を基に書面による審査を行い、選定委員の評価点数が最も高い応募者を受託候補者として選定する。
- ・ 審査に際して、応募者に対してヒアリングを行う場合がある。その場合は追って事務局より応募者に連絡する。審査の結果、同一の国・地域において支援内容を実施するパートナー企業を複数選定する場合がある。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ・ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ・ パートナー企業選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ・ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 8 その他

### (1) 特記事項

- ・ 当該プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当プロポーザルの終了後も返却しない。
- ・ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、受託候補者に選定されたか否かに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ・ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・ 本市が指示する場合を除き、提出期限後の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- ・ 提案書の著作権は当該公募の応募者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該公募の応募者が負うものとする。
- ・ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の応募は無効とする。
- ・ 当該プロポーザル応募者は、受託候補者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- ・ 本事業においては市内企業からの申込内容を踏まえてパートナー企業から支援企業を選定するため、必ずしも当該年度内に全てのパートナー企業に対して支援を依頼することを担保するものではない。

### (2) 提出先、問い合わせ先

神戸市経済観光局国際課（神戸市海外ビジネスセンター）

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番 14 号 神戸商工貿易センタービル 4 階

電話：078-231-0222 電子メール：asia-biz@city.kobe.lg.jp